

(2) 【その他】

① 独占禁止法にかかる刑事告発について

防衛庁への石油製品納入に係る入札に関して当社他が独占禁止法違反に問われている件につきましては、平成16年3月24日に東京高等裁判所において罰金80百万円が言い渡されましたが、同年3月30日の取締役会決議に基づき同年3月31日に最高裁判所に上告し受理され継続中です。また、公正取引委員会審決案（平成16年3月24日付）に対しましては、前記決議に基づく異議の申立等を行い、審判が再開されております。

② 平成16年11月16日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額 | 1,894 百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 3円00銭 |
| (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成16年12月8日 |

(注) 平成16年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し支払を行います。